

平成 2 3 年 第 7 回

芦北町議会臨時会会議録

開会 平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

閉会 平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成23年第7回芦北町議会臨時会会期日程

月 日	曜日	日 程
11・22	火	本会議（開 会） 議案審議 （閉 会）

目 次

第1号（11月22日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	3
4	説明のため出席した者の職氏名	3
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	5
	日程第1 会議録署名議員の指名	5
	日程第2 会期の決定について	5
	日程第3 町長の提案理由説明	5
	日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び規約の一部変更について	5
	日程第5 議案第43号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第6号）	6
	日程第6 議案第44号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	8
	日程第7 議案第45号 工事請負契約の締結について	10
7	閉会	12

平成23年第7回芦北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成23年11月22日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由説明

日程第4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び規約の一部変更について

日程第5 議案第43号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議案第44号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

日程第7 議案第45号 工事請負契約の締結について

（閉 会）

2 出席議員（15人）

1番 坂 本 登 君

2番 林 田 耀 宏 君

3番 宮 内 道 則 君

4番 寺 本 順 一 君

5番 古 村 逸 男 君

6番 白 坂 康 浩 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

10番 宮 尾 秀 行 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 水 口 宣 之 君

14番 岡 部 恵美子 君

15番 寺 本 修 一 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（1名）

8番 前 田 徹 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長	竹 浦 裕 道 君	総 務 課 長	中 原 豊 徳 君
企画財政課長	井 上 民 男 君	税 務 課 長	農 中 豊 君
住民生活課長	迫 本 文 雄 君	福 祉 課 長	大 岩 憲 治 君
農林水産課長	柳 田 豊 彦 君	商工観光課長	坂 梨 優 君
建 設 課 長	山 口 純 志 君	上下水道課長	湯 野 一 之 君
会計管理者兼 会 計 室 長	吉 田 茂 君	田浦基幹支所長	野 口 博 司 君
教 育 課 長	永 田 光 洋 君	生涯学習課長	寺 川 健 一 君
農業委員会事務局長	早 川 純 一 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福 山 勝 廣 君	次 長（主幹）	福 田 貴 司 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成23年第7回芦北町議会臨時会を開会します。

前田君から欠席届が出ております。

それでは、本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、10番 宮尾君及び11番 平松君の二人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先に開催されました議会運営委員会の答申に基づき、本日1日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第3「町長の提案理由の説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。本日ここに第7回臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜りありがとうございました。

本臨時会には、熊本県市町村総合事務組合に係る専決処分の承認1件と、平成23年度一般会計補正予算、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定及び工事請負契約の締結の議案3件について御提案申し上げるものがあります。

どうか御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減

少及び規約の一部変更について

○議長（藤井公明君） 日程第4、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） おはようございます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

内容といたしましては、菊池市及び大津菊陽水道企業団が矢護川地区簡易水道組合の給水区域に相当する給水区域の拡大に伴い、熊本県市町村総合事務組合から矢護川地区簡易水道組合を脱退させるため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものです。

脱退にあたっては、給水区域の拡大に係る水道法の認可を受ける日の前日に限りで脱退させる必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

改正内容としましては、別表第1及び別表第2表から「、矢護川地区簡易水道組合」を削るものです。

以上、御説明をいたしました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第43号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第6号）

○議長（藤井公明君） 日程第5、議案第43号「平成23年度芦北町一般会計補正予

算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

議案第43号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、総額を99億7,613万7,000円とするものでございます。

予算書7ページになります。まず歳出のほうからでございます。

款4衛生費、飲料水供給施設費、補正額148万5,000円は、黒岩の上組水道組合の配水池が老朽化により漏水に加えて倒壊の恐れがあること、及び一ノ瀬の中津水道組合の生活用水が不足するとともに山中の湧水を水源としているため、非衛生的で日常生活に支障を来している状況を踏まえ、どちらも早急に対応することがあることから、施設整備に要する経費に対しまして148万5,000円を補正措置をするものでございます。

黒岩上組水道組合、事業費176万4,000円の2分の1、88万2,000円の補助、一ノ瀬中津水道組合120万7,000円の2分の1、60万3,000円の補助、合計148万5,000円でございます。

歳入につきましては、前年度繰越金148万5,000円を充てるものでございます。

以上で今回の補正の内容でございます。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第44号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第6、議案第44号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 議案第44号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

この給与条例改正につきましては、芦北町はこれまで人事院勧告、都道府県及び指定都市が設置した人事委員会による勧告を総合的に勘案した上、勧告に準じた給与改定を行ってきた経緯がございます。人事院は例年同様、公務と民間の月例給を比較した結果、公務が民間を899円、0.23%上回ったことから、民間給与との格差を解消するため俸給表を引き下げ、改定する勧告を行いました。

芦北町におきましては、現在の社会情勢などを勘案し、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、昨年度に引き続き月例給の中心であります俸給について平均0.23%の引き下げ改定を行うものです。また、特別給、ボーナスについても、人事院の勧告どおり改定を見送ることとしております。

支給基準日が12月1日となっておりますことから、今回条例を改正を行い、これに伴う減額予算につきましては、12月定例会でお願いをしたいと考えております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 今回の条例改正によって、職員一人当たり、年間どのくらいのマイナスになるんでしょうか。

それと、芦北町の職員給与の22年度のラスパイレス指数はいくつですか。また、近隣市町の八代市、水俣市、津奈木町のラスパイレス指数はいくつですか。また、全国及び熊本県のラスパイレス指数はいくらですか。これらを比較して高いのか低いのかお答えください。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） お答えをいたしたいと思えます。

12月1日が基準日となります。12月から1、2、3、それだけもし減額しますと、全体で58万6,000円になってまいります。

それから、22年度のラスパイレスでございますけども、八代市が98.1でご

ございます。それから、水俣市が96.4でございます。津奈木町が93.5でございます。芦北町は92.7%となっております。

それから、全国的に申し上げますと、国を100としまして、県が98.1となります。市町村の平均が98.8、町村平均が94、市町村平均が97.5というようなところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 続けてどうぞ。

○総務課長（中原豊徳君） 今、説明をしましたとおり、隣町村と比べましてのラスパイレスだと思いますが、92.7ということで、45市町村のうちに36位を誇っているところでございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） それでは、反対討論ですね。坂本君。

○1番（坂本 登君） 議案第44号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から3つの問題点を指摘して討論を行います。

1つ目は、芦北町職員給与は、小泉内閣以来、賃金抑制政策の中で一貫して抑制されてきました。全国的な賃金の平均は1997年から年間平均で約61万円下がっています。これ以上の引き下げは職員の生活の維持や子どもの教育にとっても深刻な問題となっております。私の質疑での答弁にもあるように、芦北町職員給与のラスパイレス指数は92.7であり、八代市98.1、水俣市96.4、津奈木町93.5と、近隣市町と比較しても低い水準にあり、私の調べた結果、熊本県の全市町村の中でも下から10番目であり、給料の引き下げを踏みとどまるべきです。

2つ目は、公務員に対する給与の引き下げは、意識的に民間と競合させ、この間、一貫して抑えられてきました。その結果、日本は世界でも稀な経済成長の止った国になってしまいました。このまま公務員給与の引き下げを続けるなら、民間にも給与の引き下げが波及し、賃金引き下げと併せ、年金の支給年齢引き上げにもつながります。当然、懐に金がなくなり、消費の低迷と経済の停滞につながり、悪循環に陥ってしまいます。

3つ目は、町民の命と暮らしを守るために、一生懸命職務を全うする芦北町職員に対して、毎年のように給与の引き下げが行われると、職員の意欲も次第に後退し

ていきます。40歳以上というのは、子育てなどで一番お金のかかる世代です。職員の中にはこれまで10年余り給与は据え置かれ、引き下げが行われてきたとの悲痛な声もあります。役場は芦北町で一番の企業であり、町職員の給与引き下げは地域の経済に大きく悪影響を及ぼしてしまいます。職員の給与は引き下げるべきではありません。検討すべきは町長、副町長、教育長三役をはじめ、議員の報酬の引き下げだと思えます。

以上3つの理由から、本条例の改正には反対です。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成の発言を許します。寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

現下の経済状況、官民格差を考慮して、総務課長からも説明がありましたように、人事院並びに県の人事委員会が勧告したのに基づいて、県下の市町村もすべてどこも導入するこの改正の条例の制定につきましては賛成であります。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 賛成多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第7、議案第45号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 議案第45号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

女島活力推進センター（仮称）建設工事の建築本体に係るものでございます。水俣病の被害者が多いとされる女島地区に地域の活力アップ、もやい直し及び健康管理の機能を備えた施設を建設するものです。

- 1、契約の目的 芦北町女島活力推進センター（仮称）建設工事（建築本体）
- 2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 1億615万5,000円

4、契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦245番地1

松下・泉建設工事共同企業体

代表者 株式会社 松下組

代表取締役 松下義一

建物工事の概要について御説明を申し上げます。(仮称)女島活力推進センターの建物の概要については、敷地面積2,999.55平方メートル、延べ床面積は499.80平方メートル、造りは木造平屋建となっております。

主な工事といたしましては、基礎工事、防水工事、木工工事、屋根工事でございます。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模及び工期内の確実な施工のためには、共同企業体方式が効果的と判断をし、第1グループに町内業者のうち1級施工技術者を有し、一定の経営審査の点数が800点以上を有する6社を、第2グループには第1グループに選定をした6社を除く町内業者6社を選定をいたしました。入札は11月15日に執行し、仮契約を翌日11月16日に行っています。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額については消費税抜きでございます。中村・矢野建設工事共同企業体1億170万円、フクマツ・横山建設工事共同企業体1億160万円、佐藤・浪本建設工事共同企業体1億150万円、平松・リュウショウ建設工事共同企業体1億130万円、木崎・前島建設工事共同企業体1億180万円、松下・泉建設工事共同企業体1億110万円。以上の結果、松下・泉建設工事共同企業体1億110万円の落札でありました。予定価格に対する落札率は98.91であり、消費税込みの金額は1億615万5,000円でございます。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

工期におきましては、本契約締結の翌日から平成24年7月6日までとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(藤井公明君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番(川尻成美君) 関連質問ですけれども、今、建築本体工事の請け負いの締結の議案でございましたが、あとこれに関する電気設備等ですね、入札が行われましてならば、その結果の報告も報告していただければと思いますが、いかがでしょうか、議長。

○議長（藤井公明君） これは執行部のですね、確か5,000万円以上の場合が議会の議決を要するとなっていますが、その報告だけですか。

○12番（川尻成美君） はい、そうです。

○議長（藤井公明君） では、今日の議題とは直接は関係ありませんので、執行部が公表できる範囲で公表させるということではいかがでしょうか。

○12番（川尻成美君） はい。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第7回芦北町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員